

警察相談員業務要領の制定について

平成13年5月10日  
例規（警・生総）第37号  
警察本部警務部長

題名改正〔平成25年例規（警）15号〕

〔沿革〕 平成25年3月例規（警）第15号

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を次のとおり制定し、平成13年4月11日から適用することとしたので、誤りのないようになされたい。

命により通達する。

記

1 目的

この要領は、千葉県警察が雇用する警察相談員の業務に関し、囑託の取扱いに関する訓令（平成2年本部訓令第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

2 警察相談員の名称

警察相談員の業務上の名称は、千葉県警察警察相談員（以下「相談員」という。）とする。

3 業務の内容

- (1) 警察相談の受理に関すること。
- (2) 警察相談に関し、署の担当する職員の補助に関すること。
- (3) その他前各号に付随する業務

4 業務の準拠及び報告

- (1) 業務は、あらかじめ署長が作成する警察相談員活動予定表（別記第1号様式）に基づき行うものとする。
- (2) 相談員は、警察相談員活動日誌（別記第2号様式）に記載し、署長に報告するものとする。
- (3) 署長は、相談員の活動結果を警察相談員活動月報（別記第3号様式）により、毎月5日までに本部長に報告するものとする。

5 勤務状況の整理

勤務時間の管理は、千葉県警察の処務に関する訓令（昭和60年本部訓令第5号）に定める「勤務整理簿」によるものとする。

6 身分証明

身分の証明は、千葉県警察職員の身分証明書の取扱いに関する訓令（平成10年本部訓令第6号）に定める身分証明書によるものとする。

7 業務推進上の配意事項

相談員は、業務を推進するに当たり、次の事項に配意するものとする。

- (1) 相談の内容を的確に判断し、迅速適切に措置すること。
- (2) 署の生活安全課員及び警務課員と緊密な連携を図り、業務を効率的に推進すること。

以下別記様式省略